

## 浜田市あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内タクシー事業者等と貸切運送契約を締結して高齢者等の交通手段を確保しようとする地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、当該事業の維持及び拡大を図り、もって中山間地域における高齢者等の生活環境の維持向上及び外出機会の創出に寄与することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号）の規定に基づく地区まちづくり推進委員会として認定された団体をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 貸切バス事業者 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (4) 市内タクシー事業者等 浜田市内に事務所又は事業所を有するタクシー事業者及び貸切バス事業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、地区まちづくり推進委員会とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地区まちづくり推進委員会が市内タクシー事業者等と貸切運送契約を締結し、高齢者等の交通手段を確保する事業であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内（市長が必要と認めるときは、市内及び隣接する自治体の区域）を運行区域とする事業
  - (2) 片道1便当たり2人以上の利用が見込まれる運行計画に基づく事業
- (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地区まちづくり推進委員会が市内タクシー事業者等に支払う運行に要する経費とする。

（補助金額等）

第6条 補助金の額は、片道1便につき補助対象経費の額から利用者負担額の合計額又は別表第1に定める利用者1人当たりの負担基準額に利用者数を乗じて得た額のいずれか多い方の額を控除した額（他の補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額）に、別表第2に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、1年度につき団体が属するまちづくりセンターの数に800,000円を乗じた額を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業開始7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、あいのりタクシー等運行支援事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにあいのりタクシー等運行支援事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書

- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の成果を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(交付額の確定等)

第 11 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、あいのりタクシー等運行支援事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の浜田市あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 6 条関係）

| 運行区域の区分  |                      | 利用者 1 人当たりの<br>負担基準額 |
|--|----------------------|----------------------|
| 地区まちづくり推進委員会の区域内   |                      | 300 円                |
| 地区まちづくり推進委員会が位置する地域（浜田市協働のまちづくり推進条例（令和 2 年浜田市条例第 31 号）別表に定める地域をいう。以下同じ。）の区域内 |                      | 500 円                |
| 地区まちづくり推進委員会が位置する地域の区域外  | 片道の運行距離が<br>15 km 未満 | 500 円                |
|  | 片道の運行距離が<br>15 km 以上 | 700 円                |

別表第 2（第 6 条関係）

| 片道 1 便の利用者数の区分                   | 補助率         |
|----------------------------------|-------------|
| 2 人（市長がやむを得ない事情があると認めるときは 1 人）以上 | 10 分の 10 以内 |
| 1 人                              | 2 分の 1 以内   |

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者

所在地

団体名

代表者職・氏名 ※

（※署名又は記名押印）

あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付申請書

年度において、あいのりタクシー等運行支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

1 補助金の交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他

様式第 2 号（第 8 条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長 印

あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありましたあいのりタクシー等運行支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額 円

（却下理由）

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者

所在地

団体名

代表者職・氏名

あいのりタクシー等運行支援事業変更承認申請書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあったあいのりタクシー等運行支援事業について、下記のとおり変更したので、浜田市あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日
- 4 添付書類

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者  
所在地  
団体名  
代表者職・氏名

あいのりタクシー等運行支援事業実績報告書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあったあいのりタクシー等運行支援事業の実績について、下記のとおり浜田市あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付要綱第 10 条により報告します。

記

- 1 補助事業の実施期間
- 2 補助金の交付決定通知額及びその精算額
- 3 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 補助事業の経過又は成果を証する書類
  - (4) その他



様式第 5 号（第 11 条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長 印

あいのりタクシー等運行支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありましたあいのりタクシー等  
運行支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、  
浜田市あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定によ  
り通知します。

記

|   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| 1 | 補助金の交付決定通知額         | 円 |
| 2 | 補助事業の対象経費の精算額       | 円 |
| 3 | 補助金の交付確定額           | 円 |
|   | (交付決定通知額) - (交付確定額) | 円 |

様式第 6 号（第 12 条関係）

あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付請求書

|     |  |  |  |  |  |  |  |   |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 一 金 |  |  |  |  |  |  |  | 円 |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|---|

これは、 年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、  
交付決定通知（確定通知）のあった補助金

|        |           |   |
|--------|-----------|---|
| 内<br>訳 | 既 交 付 額   | 円 |
|        | 今 回 請 求 額 | 円 |
|        | 未 交 付 額   | 円 |

浜田市あいのりタクシー等運行支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住所  
氏名

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

|           |                     |      |        |  |  |  |   |
|-----------|---------------------|------|--------|--|--|--|---|
| 金 融 機 関 名 |                     |      |        |  |  |  |   |
| 同 店 舗 名   | 本店・本所・支店・支所・出張所・代理店 |      |        |  |  |  |   |
| 預 金 種 目   | 1 普通                | 2 当座 | 3 その他（ |  |  |  | ） |
| 口 座 番 号   |                     |      |        |  |  |  |   |
| 口 座 名 義 人 | フリガナ                |      |        |  |  |  |   |
|           |                     |      |        |  |  |  |   |